

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和5年8月9日(水) 午前10時00分		
開 会 場 所	市役所 51会議室		
開 会 時 間	午前10時00分	閉 会 時 間	午前10時45分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	尾崎 まゆみ 石崎 光子 平岡 将暢		
欠 席 委 員	武内 基亘		
委員会出席者	教育部長 齋藤武雄、教育部次長兼生涯学習課長兼生涯学習センター(仮称)整備推進室長 鈴木貴之、教育庶務課長 渡辺登志雄、学校教育課長 杉浦智芳、学校教育課主幹 藤井己代秀、学校教育課主幹 三矢克之、文化財課長 林 知左子、図書館長 齋藤俊幸、交流共創部長 石川孝次、観光文化振興課長 犬塚佐重喜、スポーツ振興課長 高須清和、教育庶務課課長補佐 平井修、教育庶務課主査 都築佐知子		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項  (1) 教育長報告  (2) 教育部長報告</p> <p>4 その他  (1) 「ラーケーションの日」の実施について【学校教育課】  (2) きめ細やかな教育の推進事業実施要綱の一部改正について【学校教育課】  (3) ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について【スポーツ振興課】  (4) 西尾市歴史的風致維持向上計画(案)について【観光文化振興課】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用13件</p>		

## 会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会8月定例会を開会いたします。</p>
教育長	<p>それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
教育長	<p>会議録の署名委員は、尾崎委員、平岡委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
教育長	<p>前回定例会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め、前回定例会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>夏の暑さを表す言葉として、「猛暑」「酷暑」「激暑」「炎暑」とありますが、その中で「猛暑」だけが、35℃以上を示す正式な予報用語でそれ以外は俗語だそうです。しかし、30℃以上が「真夏日」ですから、温暖化の進む未来、5℃刻みで上がっていくと、「炎暑」は50℃でしょうか。あながち笑い話ではなく、世界一暑いと言われるジブチ共和国では、夏場の50℃は当たり前らしいです。暑くて蚊も飛ばないという噂もあるそうですが。</p> <p>本日は、二点について報告いたします。</p> <p>一点目は、教員不足についてです。現状、本市小中学校では、全体で12人が足りていません。県の配置による新年度当初から不足しています。担任は、校務主任が兼務するなどして何とか充足しているものの、やむを得ず少人数指導を縮減したり、産休補充の講師も見つからず、たいへん苦慮しています。その分、該当の学校では、先生方が仕事を余分に受け持って頑張っています。</p> <p>教員不足の問題は、今や全国的に深刻化しています。愛知県も事態を重く捉え、常勤講師を対象に臨時免許状を付与したり、来年度からは教員採用試験の前倒しや三年生受験も導入して、採用数と教員資質の確保を図ろうとしています。しかし一方で、県は、国に一年先行する形で35人学級の拡大を継続しています。また、県立中学校の発足も教員不足に拍車をかけることは避けられません。さらに、西三河地域の实情として、豊田市独自の養護教諭の複数配置や岡崎市単独の32人学級の実施が、教員不足に影響していることも否めません。</p> <p>教育委員会としては、常時、常勤講師の発掘登用に腐心していますが、西三河全域は言うまでもなく、隣接する東三河地域や尾張地域においても余剰はなく、手の打ちようがない苦境です。当面は、不足分に非常勤講師を充てて少しでも授業時間に余裕が生まれるように努めるとともに、学校業務の軽減を進めていきたいと考えています。また、来年度の教員配置数の要求にあたっては、年度当初の定数を充足するように、今まで以上に強く県に働きかけていきます。</p> <p>二点目は、文化財の活用についてです。昨今、文化財は、しばしば観光振興の目</p>

	<p>玉として重宝され、地域経済の活性化に寄与しています。歴史的遺産の豊かな本市においても、交流人口を増加させることを狙った施策が進められており、魅力あるまちづくりに一役買っています。</p> <p>一方、文化財には、市民に郷土愛や矜持を醸成する効能も有しており、この内的な力をいっそう重視すべきと考えています。このような文化財の精神的価値を掘り起こし、市民に周知していくことが、経済優先の志向に陥りがちな、また道徳性の低迷する現代において社会の健全性を維持し、不透明と言われる未来社会における羅針盤となる、極めて重要な役割を担うのではないかと思います。「温故知新」は、言い古された言葉ですが、文化財活用の真意はそこにあると思います。</p> <p>教育面から見てみますと、古の教えが有効に機能している例は少なくありません。顕著なものとして、「ならぬものはならぬものです」で夙に有名な、会津日新館の「什の掟」のような、市民全体のモラル形成にも資する伝統は、うらやましい限りです。本市にも市民皆の合言葉になるような金言がないものかと、吉良家礼法や大給松平家の家訓、修道館や済生館の校訓等をあたろうとしているところです。</p>
教育長	<p>続きまして（２）教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>（２）教育部長報告</p> <p>私からは、議会関係についてお伝えします。</p> <p>９月１日に開会する西尾市議会９月定例会について、３点ご報告させていただきます。</p> <p>１点目は、日程でございます。</p> <p>９月１日の金曜日に開会し、９月２８日の木曜日までの２８日間の会期となり、９月定例会では予算決算委員会において令和４年度決算の審査も行われます。</p> <p>２点目は、教育委員会関係の提出議案です。</p> <p>尾崎委員の任期満了に伴う、教育委員の任命の同意についてです。現在、人選を含め、議案提出に向けて準備を進めています。</p> <p>そして補正予算もでございます。</p> <p>主なものとしたしましては、学校施設整備工事といたしまして矢田小学校の給食用エレベーターの改修工事、約２，９００万円、教育振興に対する寄付に伴う学校施設備品の整備費、約９００万円、ラーケーション制度実施に伴い公務支援員配置のための人件費、約１，２００万円、寺部城跡の災害復旧に係る工事費約１，１００万円などがございます。</p> <p>３点目は、一般質問についてです。</p> <p>一般質問は、本会議２日目の９月４日と、３日目の５日、さらに予備日として６日の３日間が予定されております。</p> <p>教育に対しては、議員の皆さんの関心が高いところであり、今回も多くの質問の通告が予想されます。しっかりと答弁調整を行い、きちんとした答弁が出来るよう、準備してまいります。</p> <p>私からは以上です。</p>
教育長	<p>日程３を終わります。</p> <p>日程４、その他を議題とします。</p> <p>（１）「ラーケーションの日」の実施について、説明をお願いします。</p>
学校教育課主	<p>ただいま議題となりました、その他議題（１）「ラーケーションの日」の実施に</p>

幹	<p>ついて、先月の定例会で現状をご説明させていただきましたが、この度、本市としての取り組み内容がまとまりましたので、ご説明申し上げます。</p> <p>資料1 ページをご覧ください。</p> <p>始めに「1 導入の背景」でございますが、愛知県では、子供の学び「ラーニング」と保護者の休み「バケーション」を組み合わせた「ラーケーションの日」を、公立学校を対象に、本年度9月より制度をスタートさせます。本市の小・中学校、義務教育学校においても、家庭での主体的・体験的な学びを応援する家庭教育推進のひとつとして、県のモデル事業に参加する形で10月より実施いたします。</p> <p>次に「2 事業概要」でございますが、「ラーケーションの日」とは、子供が保護者等とともに、校外で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日です。</p> <p>(1) 取得可日数は、年間3日取得可能ですが、今年度は年度途中からのため、10月2日から年度末までの間に、2日取得可能です。</p> <p>(2) 各種取り扱いでございますが、アとしまして、「ラーケーションの日」は、校外での自主学習活動日であるため、「欠席」とはならず「出席停止・忌引等」と同じ扱いになります。</p> <p>イとしまして、「ラーケーションの日」取得の学校への届け出は、1か月前から開始します。</p> <p>ウとしまして、学校行事の日や定期テスト期間等、「ラーケーションの日」の取得を控えていただきたい期間を学校ごとに設定します。</p> <p>「3 校務支援員」でございますが、県のモデル事業に参加することで、非常勤職員である「校務支援員」が各校に1人ずつ県費により配置されます。「校務支援員」は、教職員の負担軽減を図るため、「ラーケーションの日」導入に伴う諸作業等を担当します。</p> <p>詳細につきましては、別添保護者用リーフレットをご参照ください。</p> <p>なお、同様の内容をこの後開催されます西尾市総合教育会議でもご説明させていただきますので、ご承知ください。</p> <p>以上で、その他議題(1)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
尾崎委員	リーフレット4ページ、ご留意いただきたいことに、「各学校のルールで届け出てください。」ありますが、各学校ごとにルールを決めるということでしょうか。
学校教育課主幹	現在、校長会と調整をして、全ての学校が統一したルールで届け出ができるよう準備を進めているところです。
平岡委員	各種取り扱いで、「取得を控えていただきたい期間を学校ごとに設定します。」とありますが、例えば定期テスト前3日間とかを、「取得できない日」として明記することは不可能でしょうか。
学校教育課主幹	県から示された資料では、「取得できない日」という記載でしたが、校長会との調整の中で、どうしても取得したいという家庭があった場合、学校として認めざるうえない。ということで、定期テスト前1週間や運動会の準備期間などは学びを優先して欲しい日として、各学校ごとに「取得を控えていただきたい期間」として設定することとなりました。
平岡委員	「取得を控えていただきたい期間」は、カレンダー等で明確に示すということで

	よかったですでしょうか
学校教育課主幹	例えば、定期テスト前1週間や運動会の準備期間など、各学校ごと明確に示しません。
平岡委員	あくまで休みを取れる「権利」ということで、取らなければならない「義務」ではない、という考え方でよかったですでしょうか。
学校教育課主幹	あくまで権利ということですので、休みを取得をしなくても何ら問題になることはございません。
平岡委員	リーフレット4ページ、ご留意いただきたいことに、「ラーケーションの日は事前に届け出る必要があります。」とありますが、事前の届け出のみで、事後のレポート提出などは不要ということですか。
学校教育課主幹	事前の届け出のみで、事後のレポートなどの縛りはございません。
平岡委員	これは意見ですが、ぜひ、その姿勢を堅持していただきたいと思います。レポートなどの提出が必要となった場合、先生方の仕事が増えることに繋がりますので、県下で統一したコンセンサスとして堅持していただきたいと思います。
教育長	他に質問もないようですので、続きまして、(2) きめ細やかな教育の推進事業実施要綱の一部改正について、説明をお願いします。
学校教育課主幹	<p>ただいま議題となりました、その他議題(2) きめ細やかな教育の推進事業実施要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。資料7ページをご覧ください。</p> <p>このたびの改正につきましては、先ほど、三矢主幹からご説明いたしました、10月より実施いたします「ラーケーションの日」導入に伴う諸作業などを担当いたします「校務支援員」を新たに会計年度任用職員として任用するために行うものです。</p> <p>それでは、今回改正いたします内容を新旧対照表によりご説明申し上げますので、16ページ、17ページご覧ください。</p> <p>改正内容でございますが、16ページ、別表1「会計年度任用職員の勤務条件等」及び、17ページ、別表2「会計年度任用職員の報酬」の中に、新たに「校務支援員」を追加し、「校務支援員」の主な職務や、基礎号給などを定めるものです。</p> <p>改正後の要綱は、令和5年10月1日から施行するものです。</p> <p>以上で、その他議題(2)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問もないようですので、続きまして、(3) ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について、説明をお願いします。
スポーツ振興課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題(3) ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料19ページをご覧ください。</p> <p>西尾市ふれあい広場につきましては、西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会規則において、その管理運営状況の評価を教育委員会に答申することとされています。この度、令和4年度の評価について、令和5年7月11日に評価委員会を開催し、調査・審議いたしましたので、その結果についてご報告させていただきます。</p> <p>[施設名]は「西尾市ふれあい広場」、[指定管理者]は「アイレクススポーツライフ株式会社」であります。</p>

	<p>[指定期間]は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、[指定管理料]は、令和4年度分として、1億8千583万6千510円でした。</p> <p>[主な業務内容]は、「施設利用許可及び安全管理、施設及び設備の維持管理、自主事業運営など」であります。</p> <p>次に [利用者数]は、令和4年度の合計は、29万4千166人で、前年度対比では、8万5千437人の増になりました。</p> <p>次に [年度収支状況] は、収入合計2億7千940万7千816円、支出合計2億7千870万6千477円で、70万1千769円の増収となりました。</p> <p>[利用料金収入]の内訳は、下段の表のとおりであります。</p> <p>利用人数利用料金収入とも、かなり回復してきましたが、プールは7月下旬から8月にかけて、コロナ感染予防対策による利用制限などを実施しており、依然としてコロナ禍の影響を受けております。</p> <p>下段の表は、教室参加者に対して実施したアンケートの結果であります。</p> <p>次に、資料20ページをご覧ください。</p> <p>指定管理者の総合評価の表であります。</p> <p>指定管理が始まってから11年目になりますが、初めて評価基準を見直し、今年度からその基準に沿って評価を行いました。</p> <p>上の表をご覧ください。「基本項目」始め4つの大きな項目に、それぞれ個別の項目があります。</p> <p>評価委員会では、実績報告書などの関係書類と、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価を参考にヒアリングをおこない評価を行った結果、評価委員7名の評点の平均は63.42点でありました。</p> <p>下段の評価委員会の評価をご覧ください。</p> <p>この評点の結果を基に、評価委員会の総合評価、及び区分ごとの評価は「期待通りの水準で施設運営がなされている」として、「B」評価となりました。</p> <p>委員からは、「コロナ禍でも自主事業の推進や様々な企画に対して工夫されており、施設運営に活用され良く努力したと評価する。集客向上を含め今後に期待が持てる」などの評価をいただきました。</p> <p>以上で、その他議題（3）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	評価方法が変更されたということで、以前と比べることが難しいと思いますが、こういった評価の場合、S評価になることが多いと思いますが、今回、B評価になった理由は、主に評価方法の変更が要因なのか、コロナの影響などによるものなのか、分かる範囲でご説明ください。
スポーツ振興課長	確かに前回まではS評価でございました。評価方法の見直しの影響もありますし、令和4年度から現在の会社が変わりまだ1年目ということ、コロナの影響を受けていることなど、総合的に判断され、最終的に今回はB評価という結果となりました。
平岡委員	評価の受けとめとしては、B評価ということで「期待どおりの水準にあるが、まだ伸びしろがある。」という解釈でよかったですでしょうか。
スポーツ振興課長	そのような認識で、結構でございます。

共創交流部長	<p>前回まではS評価で、それ以上を望めないということでしたので、今回、評価の付け方自体を根本的に見直しておりますので、その結果としてB評価ということになりました。</p>
教育長	<p>他に質問もないようですので、続きまして、(4)西尾市歴史的風致維持向上計画(案)について、説明をお願いします。</p>
観光文化振興課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題(4)西尾市歴史的風致維持向上計画(案)について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料21ページをご覧ください。</p> <p>1 歴史的風致維持向上計画でございますが、この計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、歴史的なまちなみと一体となって形成してきた、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくための計画でございます。</p> <p>2 計画策定による効果でございますが、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣の認定を得ることにより、計画で定められた「重点区域」の中で実施する歴史的風致の維持向上に貢献する事業などに対し、社会資本整備総合交付金の活用など国からの支援を受けることができます。これがこの計画を策定する大きな目的でもございます。</p> <p>3 維持及び向上すべき歴史的風致でございますが、西尾市固有の歴史や伝統と人々の活動、その活動が行われる市街地の環境から、西尾城下町にみる歴史的風致、吉良氏が治めた吉良荘にみる歴史的風致、抹茶の里にみる歴史的風致、海に関わる信仰と祭りにみる歴史的風致の4つを歴史的風致として設定いたしました。</p> <p>4 重点区域でございますが、重点区域は、この計画を策定するにあたり設定することが必須で、「文化財保護法の規定により重要文化財」、「重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」、「文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地」のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であることが要件でございます。</p> <p>本市では、西尾城下町と重要文化財建造物「久麻久神社本殿」のある八ツ面山を含め、歴史的建造物と伝統的な活動が集積し、一体的に歴史的風致を形成しているエリアとして設定しております。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>5 重点区域内の主な事業でございますが、ハード事業として歴史的風致形成建造物保存事業や岩瀬文庫書庫・図書館おもちゃ館公開活用事業、西尾城大手門跡整備事業など、ソフト事業として西尾市史編さん事業、文化財の情報発信事業などを実施する予定でございます。</p> <p>6 今後のスケジュールでございますが、9月上旬まで文化庁調査官の確認作業と、9月中旬から10月上旬まで3省庁との協議及び修正作業を行います。あわせて、9月11日から10月10日までパブリックコメントを実施してまいります。その後、10月中旬に国へ認定申請をし、11月下旬の認定予定となっております。</p> <p>なお、本計画(案)の詳細につきましては、別添資料をご覧くださいようお願いいたします。</p> <p>以上、その他議題(4)の説明とさせていただきます。</p>

教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	この計画の情報は、これまでの教育委員会でご案内などはありましたか。
観光文化振興課長	この計画は新たに策定するものになりますので、定例教育委員会でご紹介させていただくのは初めてでございます。
平岡委員	そもそも、今回この計画を作るきっかけ、理由についてですが、例えば法律が改正されたですとか、または、元々策定した方がよい理由などがあったのでしょうか。
観光文化振興課長	法律は相当前からございました。犬山市が平成21年度に計画を策定しておりますので、少なくともそれ以前に法律は施行されておりました。なぜ、この時期に計画を策定するかにつきましては、大手門、歴史公園の天守閣や土塀などの事業で、国の補助などの支援を手厚く受けられるようになることが主な理由でございます。
平岡委員	15年以上前から法律があったということですので、他市の事例などを見て、国から補助金や交付金などの手厚い支援が受けられるようになるということ、前々から意図があって準備されてきたということでしょうか。
観光文化振興課長	ここ数年でやりましょうということになりました。
共創交流部長	今後様々な事業を進めていく中で、国の補助率が変わってくるのが大きな理由の一つではありますが、計画を策定することにより更に事業の推進を図るためでございます。
教育長	他に質問もないようですので、日程4を終わります。 教育委員会名義使用として、13件が提出されています。ご確認をお願いします。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
文化財課長	その他として文化財課より、愛知県指定文化財「長圓寺肖影堂」の破損について報告します。 西尾市貝吹町の長圓寺は、初代京都所司代の板倉勝重を祖とする大名・旗本板倉家の菩提寺です。境内に建つ勝重を祀る霊廟・肖影堂は県の文化財に指定された建造物ですが、7月26日、倒木により屋根が破損していることが確認されました。破損状況はお手元にお配りした資料のとおりです。破損の発生した正確な日時は不明です。原因は、肖影堂の際に生えた立木の枝が腐り、自重で折れ、屋根に落下したものと思われます。幸い、人的被害はありませんでした。 肖影堂は県指定文化財であるため、8月1日に県へ毀損届を提出しました。屋根の破損による雨漏りを防ぐための応急処置や、倒木の除去などは長圓寺の手配により速やかに行われる予定です。市としましては、県担当者、長圓寺と修理方法などを協議し、建物の修理及びさらに倒木の危険のある周辺樹木の伐採が県の補助事業として実施できるよう要望してまいります。また県の補助事業採択の見通しがついた際には、市としてもそれに併せた補助金交付を計画してまいります。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和5年9月13日水曜日 午前10時00分から、西尾市役所41会議室で予定されています。ご予約いただきたいと思います。
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会8月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。